

経営者のお  
みなさま

あなたの会社の  
「困った……」に  
答えます！



賃金未払



無断欠勤



問題が深刻化する、その前に



パワーハラ・  
セクハラ

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」<sup>\*</sup>で解決!

\*「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

まずは電話相談から…という方は  
職場のトラブル相談ダイヤル  
受付時間：午前11時～午後2時(平日)

おなやみ しゃらうし  
0570-07-4864

対面相談やあっせんを希望する方は  
総合労働相談所・  
社労士会労働紛争解決センター

0570-064-794

お近くの都道府県社会保険労務士会につながります。(受付時間は地域によって異なります。)

相談  
無料

※通話料(ナビダイヤル)は有料です。



# 経営者の皆さま、こんな問題をかかえていませんか？

- 01 給与等の待遇面について、社員から不満をぶつけられている。
- 02 遅刻や欠勤が多いなど、勤務態度に問題がある社員への対応に困っている。
- 03 退職した社員と在職中の未払い残業代の請求等でもめている。
- 04 処遇の変更について、社員との話し合いが円満に進まない。
- 05 解雇したい社員に、解雇理由を受け入れてもらえない。
- 06 社員が配置転換に従わず、対応方法がわからない。



## 費用面の負担が少ない「あっせん制度」

いろいろと  
費用も時間も  
かかるなあ……



訴訟手続きにかかる  
費用に比べて、

これなら、  
安心して  
利用できる！



「あっせん」は少ない  
費用で済みます！

## 「あっせん」という解決方法があります！

そこでお勧めしたいのが、労働問題の専門家「社労士」が間に立ち、「あっせん」により和解案をご提示するという解決方法です。訴訟手続きになる前に、まずは「あっせん」によって解決する方法を考えてみませんか。

### 「あっせん」による解決の流れ

#### ① 電話

まずはお気軽にお電話ください。個人情報・プライバシーは厳守いたします。

#### ② 対面相談

あなたのお悩みや置かれている状況を、社労士が親身になってお聞きします。

#### ③ あっせん

会社と社員の双方から個別にお話をお聞きし、納得できる和解案をご提示します。

➡ WEBサイトのチャートで自己診断してみましょう！

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/>

携帯・スマート  
フォンから ➡

